

## 容器包装リサイクル法の見直しに関する緊急要望について

要望事項：容器包装リサイクル法の見直しに関する要望

実施日：平成17年4月25日（月）

要望先：下記のとおり

環境省	環境大臣	小池百合子
	環境副大臣	高野 博師
	環境大臣政務官	能勢 和子
	環境事務次官	炭谷 茂
	大臣官房長	西尾 哲茂
	廃棄物・リサイクル対策部	南川 秀樹
	企画課長	谷津龍太郎
	廃棄物対策課長	由田 秀人
	リサイクル推進室長	藤井 康弘
厚生労働省	厚生労働大臣	尾辻 秀久
	医政局長	岩尾總一郎
	経済課長	二川 一男
経済産業省	経済産業大臣	中川 昭一
	産業技術環境局長	齋藤 浩
	審議官（地球環境問題担当）	深野 弘行
	リサイクル推進課長	井内 摂男
農林水産省	農林水産大臣	島村 宜伸
	総合食料局長	村上 秀徳
	食品環境対策室長	山本 景一
財務省	財務大臣	谷垣 禎一
	財務事務次官	細川 興一
	大臣官房長	津田 廣喜
	理財局長	牧野 治郎
	たばこ塩事業室長	小野 哲
国税庁	国税庁長官	大武健一郎
	課税部長	竹田 正樹
	酒税課長	小鞠 明彦

要望者：全都清（石井専務理事、神田事務局長、庄司調査普及部長）

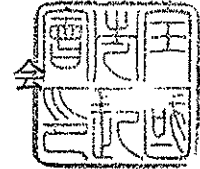
全国市長会（大友社会文教部参事）

全国町村会（前田財政部主事）

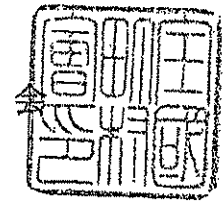
平成17年4月25日

環境大臣  
小池百合子様

全国市長



全国町村



社団法人  
全国都市清掃会議



容器包装リサイクル法見直しに関する要望

日頃より、市区町村等が行う廃棄物行政に、格段のご理解とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、容器包装リサイクル法の見直しにあたり、別添記載の要望書を提出することとなりましたので、貴職におかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 容器包装リサイクル法見直しに関する要望

平成7年に施行され、同12年から完全施行された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）には、施行後10年を経過した段階で検討を加え、必要な措置を講じることが定められている。

このため、現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会において、制度の見直しに向けた審議が進められており、本年秋ごろには、最終的なとりまとめを行うこととされている。

制度施行10年が経過した今日、容器包装リサイクル法は一定の成果を上げているものの、法の目的である容器包装廃棄物の発生抑制が十分機能していないなど、解決すべき課題も多い。特に、リサイクル工程の中で最も財政負担の大きい分別収集・選別保管を市区町村が担っているため、循環型社会づくりの枠組みの原則である拡大生産者責任の考え方が不徹底なものとなっている。

よって、国は、容器包装リサイクル法の見直しにあたり、下記事項の実現を図られるよう強く要望する。

### 記

1. 循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、廃棄物の回収も事業者の責任とすることなど、市区町村と事業者の費用負担及び役割分担について適切な見直しを行うこと。
2. リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。  
また、3Rの推進に伴う環境面でのメリットを周知するとともに、特にリターナブルびんの普及等リユースを優先させる仕組みを構築すること。
3. 国民が容器包装廃棄物を分別しやすいよう、製造事業者等に設計段階から分別やリサイクルに配慮した仕様を義務づける仕組みとすること。